

くみあいの動き (42)

発行 西陣意匠紋紙工業協同組合 総務

謹んで年頭のご挨拶申し上げます。



組合員の皆様にはこの一年間、以前にも増して厳しい状況が続く中、組合運営に深いご理解と絶大なるご協力賜りますこと、心より感謝申し上げます。当組合も厳しい状況が続いておりますが、最善の努力を尽くしていく所存であります。（役員一同）

理事長 河村 和子
副理事長 及川 光夫
副理事長 才本 益生
専務理事 五十嵐 亜紀
理事 麻生 幸和
理事 伊藤 孝
理事 小笹 祐嗣
理事 川上 忠義
理事 長谷 航
監事 藤井 弘
監事 吉川 進
相談役 竹中 直輝
相談役 小野 晴次
相談役 豊田 宏一

(敬称略)



受賞おめでとうございます



平成22年度京都府伝統産業優秀技術者表彰

北村 清司 氏



認定おめでとうございます



平成22年度京都市伝統産業「未来の名匠」 五十嵐 亜紀 氏

平成22年度伝統工芸士

小野 利明 氏

長谷 航 氏

—今月のくみあいの動き—

12月24日	第87回意匠保全登録審査委員会開催	1名出席
1月4日	中央会新年賀詞交歓会	4名出席
1月6日	西工新年総会・従業員表彰式	3名出席
1月11日	合同アンケート委員会	4名出席
1月13日	定例理事会開催（組合改革について 他）	8名出席
1月17日	平成22年度第9回後継者育成研修会6名参加	5名出席
1月18日	組合お稲荷さん 寒行	1名出席



（左：第9回 後継者育成事業の様子）



（右：未来の名匠 認定式の様子）

◆ 組合員新年会開催のお知らせ ◆

日時：平成 23 年 2 月 5 日（土）午後 5 時 30 分受付 6 時開宴

場所：とり料理 わかどり（しょうざん内）

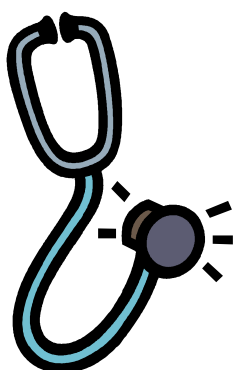
会費：5, 0 0 0 円（当日会場にて徴収いたします。）

皆さま是非お誘い合わせの上、ふるってご参加下さい！

◆ 組合より健康診断のお知らせ ◆

今年度も堀川病院のご協力により「組合員健康診断」を下記の要項で開催します。

同封の別紙案内と申込書をご確認の上、組合までお申込下さい。



検診場所 堀川病院 地下1階 健康管理外来

検診日時 平成23年2月21日（月）～ 26日（土）

午前9時00分から11時30分まで

上記6日間のうち、ご都合のよい日にお受け下さい。

1日につき、3～4名の受診に振分させていただきます。

◆ 組合事業PRコーナー ◆

このコーナーでは、少しでも多くの皆さんに組合を利用して頂くため、様々なことをPRさせて頂きたいと思います。

スキャナー・データ送信サービス開始について

先の「くみあい動き35」のスキャナー委員会報告でご周知の通り、利用者サービスと致しまして、組合で読取りをさせていただいた、スキャナー・データをパソコンメール（Eメール）にて送信するサービスを開始致します。

Eメール送信をご希望の方は、nisimon@giga.ocn.ne.jpに「データ送信希望」と明記しメールにてお申込下さい。後日組合からの手続き完了のお知らせメールをもってサービス開始とさせていただきます。尚、手続き完了のお知らせが届かない場合は、お手数ですが組合までご一報下さい。皆様のご利用お待ちしております。



コピー値下げ！！

カラーコピー ~~¥80~~ → ¥50

黒コピー(等倍) ~~¥15~~ → ¥10

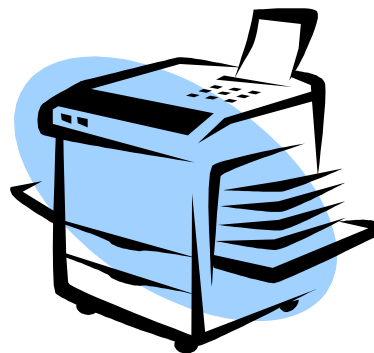
白黒コピー(変倍) ~~¥20~~ → ¥15

(組合員価格)

* 新機種導入で、スピードアップ! 性能アップ!

* 大きな原稿、ぶあつい本などもコピーできます♪

* もちろん、コピーのお手伝いいたします♪



みなさまのご利用、お待ちしております♪

◆売ります・あげます・買いますコーナーからのお知らせ◆

12月1日（水）より「売ります・あげます・買いますコーナー」を組合事務局 2F に設置しています。12月21日現在の貼り出し状況は、「買います」コーナーにおいて1件です。売っていただける組合員様がおられましたら、組合事務局にお申し出いただき、交渉する旨を申し入れ、連絡先を受け取り、個別にご連絡をお願いいたします。

番号	1	買います
掲示開始日	2010. 12. 01	
物件名	両毛用 FUJITSU FMR-280L4 ディスク	
内容(値段) (注釈)		
個数		
事業所名	志 都 香	

● (利用要領)

- I 売りたい・あげたい・買いたい・探している希望者（原則組合員に限る）は、組合事務局に申し出て、カードを1件につき1枚をもらってください。
- II 日付・件名・個数・内容（値段・注釈等）・事業所名を記入して、コーナー別に分かれたコルクボードに組合事務局員に貼ってもらってください。（勝手に貼らないでください）
- III 希望者は、希望品があれば組合事務局に申し出て、交渉する旨申し入れ、連絡先を受け取り個別に連絡していただきます。
- IV 希望者は、交渉成立後は「カードを取り下げてもらう様」に組合事務局員に依頼する。
（勝手に取らないでください）

その際、買った・探していた希望者（支払う側・もらう側）は、サービス利用料として一件につき2000円組合事務局に納入していただきます。

なお、（個別の取引内容については、当事者責任と致します。組合は、一切の責任を負いません。）

（カードの有効期間は2ヶ月とします。期間経過後は、当該希望者に連絡のうえ破棄されるものとします。継続待望者は、再度申し込むものと致します。）